聖学院中学校・高等学校

後 援 会 規 約

第1条（名　称）本会は聖学院中学校・高等学校（以下聖学院という）後援会と称する。

第2条（事務所）本会の事務所は聖学院内に置く。

第3条（目　的）本会は聖学院の教育の振興と発展を助成し，あわせて会員相互の親睦と融和をはかることをもって目的とする。

第4条（事　業）本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1）本校教育の振興と発展を助成するための基金の確立に関すること。

2）学校内における生徒の学習のための環境整備に関すること。

3）学校施設の改善に関すること。

4）教育内容の向上に必要な助成に関すること。

5）進学，就職の積極的な推進に関すること。

6）その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第5条（会　員）1．A会員　2．B会員　3．特別会員　4．名誉会員

A会員は聖学院に在学する生徒の父母またはこれに代わる者。

B会員，特別会員，名誉会員は聖学院の卒業生およびその父母またはこれに代わる者，ならびに本校に理解を有する者で，ともにその趣旨に賛同する者。

第6条（役員・理事）本会に次の役員・理事を置く。

1）会長1名　2）副会長4名　3）書記3名　4）会計3名　5）監事2名

6）理事若干名。

第7条（役員・理事の任務）役員・理事の任務は次のとおりとする。

1）会長は本会を代表し会務を統括する。会長は総会，理事会および役員会を召集しその議長となる。

2）副会長は会長を補佐し，会長事故あるときは会長の事務を代行する。

3）書記は総会ならびに役員会･理事会の議事を記録し，本会の庶務をつかさどる。

4）会計は本会の会計事務をつかさどる。

5）監事は本会の会計，本会の業務の状況を監督する。

6）理事は本会の業務の立案運営にあたる。

第８条（役員の選出）役員は次の方法により選出する。

1）会長は期末の４ヶ月前に役員会の承認を得て選考委員若干名を選出する。

2）会長は選出された選考委員若干名を理事会で委嘱する。

3）選考委員は選考委員会を構成し，期末の２ヶ月前までに全会員中から次期役員候補者を選出し，各々その内諾を得て会長に報告し，理事会の了承を得ることをもってその任務を終わる。

4）次期役員候補者は総会の承認を得たときをもって就任する。

第９条（役員の任期）役員の任期は１年とし，総会において次期役員が承認されたときをもって，その任期を終わる。ただし再任を妨げない。

第10条（常任相談役）本会に常任相談役を置くことができる。常任相談役は役員会の承認を得て会長が委嘱する。常任相談役は理事会に出席するものとする。

第11条（会　議）会議は定時総会，臨時総会，理事会，役員会とする。

第12条（総　会）定時総会は毎年３月および６月に開催し，臨時総会は会長が必要があると認めたとき会長が召集する。

２．３月総会

1）新年度役員および監事の承認に関する事項。

2）その他の重要な事項。

３．６月総会

1）年度事業の報告および決算に関する事項。

2）新年度事業計画および予算に関する事項。

3）その他の重要な事項。

第13条（理事会）理事会は会長が召集する。

２．理事会は本会のすべての事業の運営，立案にあたり，基本的な研究，協議を行う。

第14条（役員会）役員会は随時会長が召集する。

２．役員会は会長，副会長，書記，会計をもって構成し，会務および事業の具体的な運営について協議する。

３．新旧役員会は，現任役員と次期役員候補者とをもって構成し，決算，予算，予算案，事業計画案等定時総会開催に必要な諸準備を行う。

第15条（決　議）会議は出席者の過半数をもって議決し，賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第16条（会　計）本会の経費は会費，寄付金その他の収入によりこれに当てる。
第17条（会計事務）本会の会計処理に際しては，本校事務室が委任を受けて行うことができる。
第18条（会　費）本会の会費は次のとおりとする。

1）Ａ 会 員	月額	700円	2）Ｂ 会 員	年 額 一口	5,000円
3）特別会員	年額 一口	10,000円	4）名誉会員	一時払	50,000円以上
5）入会金		10,000円			

第19条（会計年度）本会の会計年度は４月１日に始まり翌年３月末日に終わる。
第20条（規約の改正）本会の規約の改正は次の手続を経て行われる。
1）役員会の議決により会長が総会に附議する。
2）総会において出席者の３分の２以上の同意を必要とする。
第21条（施　行）本規約は1969年10月25日より施行する。

補　　則

1．第３条の目的を達成するために会員，学校関係者の本人および家族に慶弔があったときは，別に定める規定により慶弔の意を表す。（家族は同一世帯内の親族を言う）
2．第６条の役員の構成は概ね次のとおりとする。
副会長４名はＰＴＡより１名，後援会より３名。
書記３名は後援会より２名，学校より１名。
会計３名は後援会より２名，学校より１名。
理事若干名はＰＴＡ・後援会より若干名とする。

1969年10月制定	1972年改正	1975年５月改正	1978年改正
1985年10月改正	1992年改正	1994年６月改正	1995年６月改正
1996年６月改正	1999年６月改正	2000年６月改正	2003年５月改正

聖学院中学校・高等学校後援会　慶弔規定

第１条　会員および学校関係者に慶弔があったとき，金品を送り祝意或は弔意を表す。

第２条　慶弔の種類および範囲は概ね次のとおりとする。

１．婚　礼（会員，学校関係者の本人）

２．葬　儀（会員，学校関係者の本人および家族）

３．特別な慶弔のとき

第３条　祝意或は弔意を表す金品は次のとおりとする。

１．会 員 本 人	金10,000円（弔意のときは生花を加えるものとする）
２．会員の家族	金10,000円
３．学校関係者および家族	金10,000円

第４条　本会に特に功労のあった者の弔事は別に弔意を表すことができる。また会長が特に必要と認めたときは副会長ならびに会計，書記と協議の上，第２条，第３条の種類および範囲を変更することができる。

本規定は1995年より実施する。